

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当 所得状況届出はお忘れなく！

対象となる方には、届出書類を送付していますので、必ず期間内に提出してください。

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給条件	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父 ◎父または母が身体等に重度の障がいがある子どもの母または父	◎身体や精神に中程度以上の障がいを持っている子どもを養育している父もしくは母 ◎父または母がその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体又は精神に中度以上の障がいがある20歳未満の方
手当額	●全部支給 月額42,500円 ●一部支給 月額42,490円～10,030円 ●2人目の子ども…上記金額に5,020円～10,040円を加算 ●3人目以降の子ども…1人につき3,010円～6,020円を加算	子ども1人あたり ●1級(重度) 月額51,700円 ●2級(中度) 月額34,430円
所得制限	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以上ある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定以上ある場合は手当が支給停止となります。
届出期間	現況届 8月1日(水)～8月31日(金)	所得状況届 8月13日(月)～9月11日(火)

「お知らせ」ひとり親家庭のみなさんを対象に、年に3回(6月、10月、2月予定)、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」を発行しています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、役場子ども支援課でお申し込みください。

県の支援員等がひとり親家庭を対象とした相談に応じます！

仕事のこと、子どものこと、貸付金のこと、その他生活していくうえで困っていることがあれば、お気軽にご相談ください。

日時 8月17日(金)
午前10時から午後3時まで

●場所 日野町役場 子ども支援課

●その他 事前連絡は必要ありませんが、できる限り事前にご予約をお願いいたします。相談者が多い場合は、お待ちいただくことがあります。

児童手当の寡婦(夫)控除のみなし適用が開始されました。適用を希望される場合は役場子ども支援課までご相談ください。

※未婚のひとり親家庭を対象に、児童手当の支給に係る所得の額の計算にあたって、寡婦(夫)控除のみなし適用するものです。みなし適用を受けても、所得の額の計算によっては支給額が変わらない場合があります。

みんなで支えあう 国民健康保険

70歳～74歳の方へ新しい高齢受給者証を送付しました

高齢受給者証は、70歳の誕生日を迎えられてから、75歳で後期高齢者医療制度に移行されるまでの方にお渡ししています。

該当する被保険者の方へ8月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証(だいたい色)を簡易書留でお送りしました。

高齢受給者証が手元に届いていない場合や、書かれている内容などに誤りがあった場合は、住民課保険年金担当へご連絡ください。

○高齢受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、国民健康保険被保険者証(保険証)と、高齢受給者証の2つを忘れずに提示してください。高齢受給者証に記載された自己

負担割合分の負担で医療を受けていただけます。自己負担割合は、所得や生年月日により変わります。

一般の方…2割

現役並み所得に該当しない方。法律では2割負担となりますが、国の特例措置により昭和19年4月1日以前に生まれた方は、継続して1割負担となります。

現役並み所得の方…3割

同一世帯に平成29年中の住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方

古い高齢受給者証(水色)は「日野町役場住民課行」の封筒(黄色)に入れてポストへ投函するなど、役場にご返却ください。

限度額適用認定証等の更新受付を行なっています

医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や自己負担限度額と入院中の食事が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。

これらの認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月以降も引

き続き認定証を必要とされる場合は、事前に郵送した申請書を役場住民課保険年金担当まで提出してください。なお、申請は同じ世帯の代理の方または郵送でも行なうことができます。単身世帯などの理由で別の世帯の方が申請を行う場合は、事前にご相談ください。

◆問い合わせ先 子ども支援課 子ども支援担当 ☎0748-52-6583

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

温故知新

日野歴史探訪 はじまります

私たちの住む日野町には、52の大字があり、それぞれの地域が豊かな自然と歴史文化でいろどられています。

温故知新では、町内各大字の歴史と代表的な文化財をシリーズで紹介していきます。

大字佐久良

大字佐久良は桜谷のほぼ中央、佐久良川の上流域にあたる東桜谷地区の西部に位置しています。

佐久良という名の記録

6世紀末には、城山山麓に「城山古墳群」が造られており、開発が進んでいることがわかりますが、集落跡などは見つかっておらず、どのような景観が広がっていたかはわかりません。

中世初期には、藤原摂関家の氏長者である九条兼実の荘園として嘉元3（1305）年の『撰録渡荘目録』に記された「奥野」の一部であったと考えられており、集落としての景観が整えられていったと考えられます。

この少し後の元亨4（1324）年に書かれた「儀俄頼秀子息子義絶状」には、「佐久良」という名が見

られます。これは当時、日野一帯で

勢力を誇った儀俄頼秀が、3人の息子を勘当した際に作られた書状です。そこに連署した人物の中に「佐久良家 沙弥道西」とあり、武士である儀俄氏一族が「佐久良」に勢力を持つていたことがわかります。

さて、中世、四本商人に代表される湖東の有力商人たちは、主に東海地方の産物等を扱っており、鈴鹿の山を越えて取引を行ないました。その際、商品の運搬や警護のために、大勢で商団を組んで行動することとなりました。彼等の下には、有力商人に年貢を納め、代わりに品物運搬や商売の下請けなどの権利を与えられた「足子」と呼ばれた小商人が多数居ました。

戦国時代と考えられる「得珍保海草等馬足子交名（今堀日吉神社文書）」には、杉、杣、小谷、内池とともに「さくらの大門のとう太郎しやうし」とあり、佐久良にも足子として活動する商人が居たことを示

す資料となっています。

小倉氏の文化交流の場として

戦国時代になると、桜谷には多くの城が築かれました。そのほとんどは小倉氏に關係するものと伝えられており、佐久良には「上の城山」と称される長寸城と、小倉氏惣領家の本拠とされ、「下の城山」と称される佐久良城の跡が残ります。現存する遺構は戦国時代後半のものと考えられますが、記録上は戦国時代の初め頃、応仁元年（1467）に現れます。当時、小倉実澄は、京極家の被官として、愛知郡南部から桜谷一帯を治めていました。当時、拠点として使用していた城は「八尾城（東近江市）」で、佐久良には別邸がありました。実澄が庇護した相国寺の学僧横川景三は、実澄に招かれて訪れた場所について、自身の漢詩文集『小補東遊集』の中で、「佐久良と云い、公の私宅ここにあり」と書いて

町内最古の武將の肖像画

蒲生貞秀のひ孫にあたる実隆は小倉家の養子となり、実澄の菩提を弔うために仲明寺を建立しました。実隆は近江守護六角氏の被官として活躍しますが、永祿7年（1564）3月、和南山の合戦中に急死します。その年の12月に建長寺の竹園が着賛した実隆の肖像画は、町内に現存する最古の武將の肖像画として、また日野町の歴史資料としても貴重なものです。



小倉実隆像（仲明寺蔵）